

「かたり調査」について

「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。このような行為については、被調査者の情報の保護や公的統計制度に対する公共の信用の確保のため、「統計法」（平成19年法律第53号）においても禁止されており（第17条）、違反した者に対して、未遂も含めて2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が定められています（第57条）。

◆「かたり調査」の主な例

<特定の調査名を挙げる例>

「国勢調査を行っている」との電話が一般の世帯に対してあり、取引先の銀行や1,000万円以上の預金があるかどうかを聞かれた。

※国勢調査には預金、収入等に関する調査事項はありません。

<統計調査の関係者を装う例>

「総務省統計局の〇〇」と名乗る男性から一般の世帯に対して電話があり、「消費統計に関する調査を行っている」と説明した上で、ひとり暮らしかどうか（家族構成）、年齢、介護保険に関する状況などについて聞かれた。家族構成や介護保険について答えたところで、男性から一方的に電話を切られた。

<統計調査員になりすまし、調査関係書類を詐取する例>

統計調査員になりすました者が調査対象世帯を訪問し、調査関係書類である家計簿の提出を要求。いつも訪問する調査員と異なる旨を尋ねると、代理で回収していると答えたため、提出してしまった（その後、正規の統計調査員が当該世帯を訪問し、「かたり調査」であることが発覚）。

◆「かたり調査」の判断ポイント

◎国や地方公共団体の職員、統計調査員等が、世帯に対し、電話で統計調査の依頼をしたり、個人や世帯の情報を聞き取ることは絶対にありません。

ただし、次の場合を除きます。

- ・調査票を提出していただいた後、記入内容に不明な点があるため、確認をする場合。
- ・既に郵送や統計調査員の訪問により調査のお知らせ・お願いをしているが、期限までに調査票の提出が確認できないため、提出を再度お願いする場合（この場合でも、個人や世帯の情報を電話で聞き取ることはありません）。

以上の場合、国や市の職員、統計調査員、または国等から業務を受託した民間の調査機関から、お電話をする場合があります。

◎統計調査員は、常に調査員証を携帯しています。調査員証を携帯していない者が訪問した場合、統計調査員になりすましている可能性があります。

統計調査をかたる不審な電話や訪問がありましたら、情報管理課 統計担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先
情報管理課 統計担当
TEL : 084 - 928 - 1013